健 発 第0326017号 平成14年3月26日

厚生労働省健康局長

建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を 改正する法律等の施行について

建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成 13 年法律第 156 号。以下「改正法」という。) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成 14 年厚生労働省令第 36 号。以下「改正省令」という。)及び清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準(平成 14 年厚生労働省告示第 117 号)が、本年 4 月 1 日から施行されるところであるが、これらの改正等の概要及び施行に伴う留意事項は下記のとおりであるので、その運用に当たって御配慮をお願いする。

記

## 第1 登録業種の追加等

- 1 改正法による改正後の建築物における衛生的環境の確保に関する法律 (昭和45年法律第20号。以下「新法」という。)第12条の2第1項に規 定する都道府県知事の登録を受けることができる事業として、「建築物の 空気調和用ダクトの清掃を行う事業」及び「建築物の排水管の清掃を行う事業」の2業種が追加され、それらの登録を受けた者は、それぞれ「登録 建築物空気調和用ダクト清掃業」及び「登録建築物排水管清掃業」と表示できることとされたこと。(新法第12条の2第1項第3号及び第6号、第12条の3関係)
- 2 改正法による改正前の建築物における衛生的環境の確保に関する法律 (以下「旧法」という。)第12条の2第1項第6号に規定する事業を「建 築物における清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに 飲料水の水質検査であつて、建築物における衛生的環境の総合的管理に必

要な厚生労働省令で定める程度のものを行う事業」と改め、その登録を受けた者は、「登録建築物環境衛生総合管理業」と表示できることとされたこと。(新法第12条の2第1項第8号、第12条の3関係)

3 登録を受けるための基準として、「その他の事項」に関する基準を厚生労働省令で定めることができることとされたこと。(新法第12条の2第2項関係)

## 第2 建築物環境衛生総合管理業が行う事業の程度

建築物環境衛生総合管理業の登録業者が行う「建築物における衛生的環境の総合的管理に必要な厚生労働省令で定める程度」の事業(新法第 12 条の 2 第 1 項第 8 号)について、「清掃、空気調和設備及び機械換気設備の運転、日常的な点検及び補修(以下この条において「運転等」という。)並びに空気環境の測定、給水及び排水に関する設備の運転等並びに給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の検査並びに給水栓における水の色、濁り、臭い及び味の検査であつて、特定建築物の衛生的環境の維持管理に必要な程度のもの」と定めたこと。(改正省令による改正後の建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 2 号。以下「規則」という。)第 24 条関係)

## 第3 登録基準

- 1 建築物清掃業の登録基準(規則第25条関係) 建築物清掃業の登録基準を以下のように改めたこと。
  - (1)「機械器具その他の設備」に関する基準(以下「物的要件」という。) から、「清掃用具一式」を削除したこと。
  - (2)「その他の事項」(新法第12条の2第2項)に関する基準(以下「その他の要件」という。)として、「清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。」と定めたこと。
- 2 建築物空気環境測定業の登録基準(規則第26条関係) その他の要件として、「空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機 械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準 に適合していること。」と定めたこと。
- 3 建築物空気調和用ダクト清掃業の登録基準(規則第26条の2関係) 建築物空気調和用ダクト清掃業の登録基準を以下のように定めたこと。

- (1) 次の機械器具を有すること。
  - ア 電気ドリル及びシャー又はニブラ\*ダクトを構成する部材を開口し、切断できるものをいう。
  - イ 内視鏡(写真を撮影することができるものに限る。)
  - ウ 電子天びん又は化学天びん \*1mg 以上の分解能を有するものに限る。
  - エ コンプレッサー
  - オ 集じん機
  - 力 真空掃除機
- (2) 空気調和用ダクトの清掃作業の監督を行う者が次のいずれかに該当するものであること。
  - ア 厚生労働大臣が指定する空気調和用ダクトの清掃作業の監督を行う 者のための講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しない者
  - イ アの講習の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣が指定する空 気調和用ダクトの清掃作業の監督を行う者のための再講習の課程を修 了し、修了した日から6年を経過しないもの
  - ウ ア又はイに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
    - \*建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者をいう。ただし、登録の有効期間経過後、引き続きその者を空気調和用ダクトの清掃作業の監督を行う者として再登録を受けようとする場合には、 その者がイの再講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しないものでなければならないこと。
- (3) 空気調和用ダクトの清掃作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。
  - ア 空気調和用ダクトの清掃作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。
  - イ 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣が指定する者が実施主体 となつて定期的に行われるものであること。
  - ウ その内容が、空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具の使用 方法並びに空気調和用ダクトの清掃作業の安全及び衛生に関するもの であること。
  - エ その指導に当たる者が、ウの内容を指導するのに適当と認められる 者であること。

- (4) 空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。
- 4 建築物飲料水水質検査業の登録基準(規則第27条関係) 建築物飲料水水質検査業の登録基準を以下のように改めたこと。
  - (1) 物的要件を以下のように改めたこと。
    - ア 高圧蒸気滅菌器、乾熱滅菌器、乾燥器及びふ卵器
    - イ フレームレス 原子吸光光度計又は誘導結合プラズマ発光分光分析 装置
    - ウ 光電分光光度計又は光電光度計
    - エ ガスクロマトグラフ
    - オ 蒸留装置及び還流冷却装置
    - カ 電子天びん又は化学天びん
  - (2) その他の要件として、「水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。」と定めたこと。
- 5 建築物飲料水貯水槽清掃業の登録基準(規則第28条関係) 建築物飲料水貯水槽清掃業の登録基準を以下のように改めたこと。
  - (1) 物的要件を以下のように改めたこと。
    - ア 揚水ポンプ
    - イ 高圧洗浄機
    - ウ残水処理機
    - エ 換気ファン
    - 才 防水型照明器具
    - カー色度計、濁度計及び残留塩素測定器
  - (2) その他の要件として、「飲料水の貯水槽の清掃作業及び飲料水の貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。」と定めたこと。
- 6 建築物排水管清掃業の登録基準(規則第28条の2関係) 建築物排水管清掃業の登録基準を以下のように定めたこと。
  - (1) 次の機械器具を有すること。
    - ア 内視鏡 (写真を撮影することができるものに限る。) \*ケーブルの長さが 15m 程度以上のものに限る。
    - イ 高圧洗浄機、高圧ホース及び洗浄ノズル

- ウ ワイヤ式管清掃機
- 工 空圧式管清掃機
- オ 排水ポンプ
- (2) (1)の機械器具を適切に保管することのできる専用の保管庫を有すること。
- (3) (1)の機械器具は、排水管の清掃に専用のものであること。
- (4) 排水管の清掃作業の監督を行う者が次のいずれかに該当するものであること。
  - ア 厚生労働大臣が指定する排水管の清掃作業の監督を行う者のための 講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しない者
  - イ アの講習の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣が指定する排水管の清掃作業の監督を行う者のための再講習の課程を修了し、修了 した日から6年を経過しないもの
  - ウ ア又はイに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
    - \*建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者をいう。ただし、登録の有効期間経過後、引き続きその者を排水管の清掃作業の 監督を行う者として再登録を受けようとする場合には、その者がイ の再講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しないもので なければならないこと。
- (5) 排水管の清掃作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。
  - ア 排水管の清掃作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。
  - イ 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣が指定する者が実施主体 となつて定期的に行われるものであること。
  - ウ その内容が、排水管の清掃作業に用いる機械器具の使用方法並びに 排水管の清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。
  - エ その指導に当たる者が、ウの内容を指導するのに適当と認められる 者であること。
- (6) 排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の 設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合してい ること。
- 7 建築物ねずみ昆虫等防除業の登録基準(規則第29条関係)

建築物ねずみ昆虫等防除業の登録基準を以下のように改めたこと。

- (1) 物的要件を以下のように改めたこと。
  - ア 照明器具、調査用トラップ及び実体顕微鏡
  - イ 毒じ皿、毒じ箱及び捕そ器
  - ウ 噴霧機及び散粉機
  - 工 真空掃除機
  - オ 防毒マスク及び消火器
- (2) 機械器具等の保管庫に係る要件を、「前号の機械器具及び防除作業に用いる薬剤を適切に保管することのできる専用の保管庫を有すること。」と改めたこと。
- (3) 事業に従事する者の資格に関する基準から、「毒物及び劇物取締法第 2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物を取り扱う場合には、その管理を行う者が同法第8条に規定する毒物劇物取扱責任者 の資格を有するものであること。」を削除したこと。
- (4) その他の要件として、「ねずみ、昆虫等の防除作業及びねずみ、昆虫等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。」と定めたこと。
- 8 建築物環境衛生総合管理業の登録基準(規則第30条関係) 建築物環境衛生総合管理業の登録基準を以下のように定めたこと。
  - (1) 次の機械器具を有すること。
    - ア 真空掃除機
    - イ 床みがき機
    - ウ 規則第26条第1号の測定器及び器具
    - 工 残留塩素測定器
  - (2) 業務全般を統括する者が、免状の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するものであること。
    - ア 厚生労働大臣が指定する業務全般を統括する者のための講習の課程 を修了し、修了した日から6年を経過しない者
    - イ アの講習の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣が指定する業務全般を統括する者のための再講習の課程を修了し、修了した日から 6年を経過しないもの
  - (3) 清掃作業の監督を行う者が規則第25条第2号に規定する要件に該当するものであること。
  - (4) 清掃作業に従事する者が規則第25条第3号に規定する要件に該当す

るものであること。

- (5) 空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の監督を行う者が、職業能力開発促進法第44条第1項に規定する技能検定であつてビル設備管理の職種に係るものに合格した者又は免状の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するものであること。
  - ア 厚生労働大臣が指定する空気環境の調整、給水及び排水の管理並び に飲料水の水質検査の監督を行う者のための講習の課程を修了し、修 了した日から6年を経過しない者
  - イ アの講習の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣が指定する空 気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の監督を 行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しないもの
- (6) 空気環境の測定を行う者が規則第26条第2号に規定する要件に該当するものであること。
- (7) 空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。
  - ア 空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査に従事する者のすべてが受講できるものであること
  - イ その運営が適切で、かつ、定期的に行われるものであること
- (8) 清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の 水質検査並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管 理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

## 第4 経過措置

- 1 施行期日(改正法附則第1条関係) この法律、省令及び告示は平成14年4月1日から施行することとされた こと。
- 2 一般管理業以外の登録業種に係る既存の登録業者の取扱い(改正法附則 第2条関係)

改正法の施行の際に、旧法第12条の2第1項第6号に掲げる事業(以下「一般管理業」という。)以外の事業について登録を受けている者及びこれらの登録の申請をしている者については、これら現に受けている又は申請中の登録に限り、改正法施行後においても旧法の規定が適用される。

したがって、現に申請中の登録については旧法の規定に基づき登録の受

否が決定され、また、これら現に受けている登録又は申請中の登録で、改正法施行後に登録を受けたものが、改正法の施行後にその他の要件を満たしていないことのみを理由に登録を取り消されることはないものであること。

ただし、改正法施行後これらの登録を受けている者の登録の有効期間が満了となり、再び登録を受けようとする場合には、新法の規定が適用され、その他の要件をも満たしていなければ登録を受けることはできないものであること。

3 一般管理業の登録業者の取扱い(改正法附則第3条、第5条及び第7条、 改正省令附則2関係)

改正法施行の際に、一般管理業の登録を受けている者及び一般管理業の登録の申請をしている者については、改正法施行後6年間は、一般管理業の登録に関して旧法の規定が適用される。

したがって、現に申請中の登録については、旧法の規定に基づき登録の 受否が決定され、また、改正法施行の際に一般管理業の登録を受けている 者は、平成20年3月31日までは、登録の有効期間内に限り、「登録建築物 環境衛生一般管理業」と表示することができる。また、平成20年3月31 日までは、一般管理業の登録を受けていない者が一般管理業の表示又はこれに類する表示をすることはできない。

なお、これらの者は、旧法の規定により再度登録を受けることができるが、再登録の有効期間は、登録を受けた時期にかかわらず平成 20 年 3 月 31 日までとなる。

- 4 指定団体の取扱い(改正法附則第4条関係)
  - 一般管理業の登録業者を新法第 12 条の 2 第 1 項第 8 号に掲げる事業(以下「総合管理業」という。) の登録業者とみなした上で団体の指定をし、また、当該指定を受けた団体は当該一般管理業の登録業者についても新法第 12 条の 6 第 2 項各号に掲げる業務を行うこととなる。
- 5 一般管理業の登録を受けている者が総合管理業の登録を受けた場合の取扱い(改正法附則第6条関係)
  - 一般管理業の登録を受けている者が総合管理業の登録を受けた場合は、 当該者が受けている一般管理業の登録は効力を失う。